

熱海市の問題意識

- 極めて悪質な事業者との対峙において、「今回の事案をいかにすれば防止できたのか」という観点から検証すると、土砂災害防止に関連する法令に様々な課題が存在することが判明。こうした重要論点を踏まえて再発防止を考えていく必要。

法令	論点	総括
土採取等規制条例 (盛土規制の課題)	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境の変化に応じ、盛土規制は適切に整備されていたのか。 国：過去に全国的規制の必要性について議論がなされたが見送り 県：隣接地域と比べて規制が緩く、1990年以降問題業者が流入 ※盛土総点検で全国では1089箇所（このうち廃棄物の投棄も確認された盛土は142箇所）(R4.3.16内閣官房資料)、県内では193箇所問題あり (R4.4.8朝日新聞) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本全国で盛土に関連する問題業者を規制する法律はなく、過去必要性についての検討過程はあったものの未整備であった。 ● また、静岡県は隣接県と比べて規制が緩く、1990年以降、県内で問題業者が流入している状況であったが県として規制を強化してこなかった経緯がある。 ● 今回の事案の前提として、こうした背景から、初動で悪質業者の流入を阻止できなかった側面がある。
(手続的課題)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者対応において県と市の連携は十分に取れていたのか。 ● 届出手続等の運用に課題があったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1haの面積要件が、県の関与を消極的にさせる理由となっていた側面がある。 ● 届出受理の運用に課題があったことは否定できず、市として再発防止に向けた取り組みが必要。 他方、罰金20万円という抑止力のない状況で、所有者の変更にも対応できない条文における対応可能性を考慮しないと再発防止にはつながらない。
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者対応において県と市の連携は十分に取れていたのか。 ● 2008年8月以降の林地開発許可規制に係る運用に課題があったのではないか（特に再犯が疑われる場合の一体性の判断、行為者が特定できない場合の対応）。 ● 林地開発許可規制に係る解釈に課題があったのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1haの面積要件が、森林法における現状回復以降の県の関与を消極的にさせる理由となっていた側面がある。 ● 土採取等規制条例の抑止力が低い中で、一体性や土地改変行為者が不明等という理由で県の関与が消極的となっており、対応の選択肢を狭めていた側面がある。 ● 許可対象となりえない事案であるから無許可開発が疑われている状況でも対応できないという解釈は不適切。 今回の災害を回避するという観点から、この点は本質的な問題であると考えられる。
砂防法	<ul style="list-style-type: none"> ● 地権者の私権制限とエリアの安全性の比較衡量は適切になされていたか。 ● その後も指定しなかった危険エリアの情報収集を行っていたか、地権者変更の際に砂防規制拡大の検討を新地権者と調整したか。 ● 森林法による行為規制ができるため、砂防指定地としなかった方針は適切であったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地権者の私権制限とエリアの安全性の利害調整に関する在り方について適切な検討がなされていたか検証されていない。 ● エリア設定後の、危険地域における継続的な確認の有無や、森林法による行為規制ができるため砂防指定地としなかった方針が適切であったか等について、検証されていない。 前提としてこうした対応が適切に行われていれば、今回の事案の歯止めにも寄与していた側面がある。
廃掃法	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃掃法の規制に係る運用に課題があったのではないか。 (行為者が特定できない場合の代替手段の検討など) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為者が特定できない等を理由に県の関与が消極的になっており、対応の選択肢を狭めていた側面がある。 なお、代替手段に関する検討過程も不透明であり、この点に関する検証もされていない。